

木造家屋建築工事におけるかな盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	13~14	玄関リフォーム工事で使用する木材を自動カンナ壁を用いて加工中、材料を送っている手が誤って刃に触れ、右手の人差し指・中指・薬指を損傷した。	30~9	1
3	9~10	自社の作業場にて、直角二面かな盤による木材寸法取りを行っているときに、一面分の作業時に不必要であった二面目の切削部を動作させたまま作業を行ってしまい、木材が送り部に弾かれた勢いで二面目の切削部に右手が触れてしまった。	64~49	30
4	16~17	社内工場で自動カンナ機で木材加工中、手元不注意で指が刃先に接触し負傷した。	64~9	1
4	9~10	作業場に於いて、電気万能機手押しカンナ盤（床固定式・木材をスライドさせてカンナ仕上げする）を使用中、木材を押さえていた左手が滑り、カンナ刃（ロータリー回転刃）に左手小指が巻き込まれ、第2関節より先が切断された。欠損した部位を接合するのは困難なため縫合処置となった。	37~9	1
5	7~8	改築工事に使用する木材を電動カンナで加工中、誤って刃に左手が触れ負傷した。	22~9	1
6	16~17	加工作業場にて木材の加工仕上げ作業中であった。自動手押しカンナ盤で木材を送っていたところ、木材の固い節の部分が弾けてそれを押さえようとして右手をカンナ刃に引っ掛けてしまった。	30~9	1
	9~	作業場で木材のきざみ作業中に、機械に右手（ゴム手袋着用）を巻き込まれて負傷		1

6	10	した。	35	～ 9
7	11~12	作業場において、修繕工事に使用する木材をカンナ機で加工途中でカンナ機の刃を脱着していたが、誤って手を滑らせ左手の第2指、4指、5指を切傷してしまった。	70	～ 9
7	14～ 15	事業者の作業工場における木材の加工中の事故である。自動かな盤使用時、木材の角がローラーの溝に引っ掛かり、進行方向に流れず反発し、勢いよく使用者の手元に戻ってきてしまい、右手を負傷した。	32	～ 9
9	13～ 14	工場改修工事現場で使用するための木材を会社敷地内で切断する作業をしているときに、電動手押しカンナに左手小指を巻き込まれて、第一関節から失ったもの。	22	～ 9
9	14～ 15	整備中、板の加工中据え付けの電動カンナに手がすべり、電動カンナの刃に右手中指があたり負傷したものである。	61	～ 9
9	11～ 12	木材加工用の機械（手押しプレナー）で、長さ45cm巾6cm厚1.5cmの木材を削っている時に、比較的短く厚みが薄い木材（板状）だった為（長ければプレナーの刃の上部には手を置かない）、また回転する刃の抵抗力もあり、それを押さえつけながら（負傷者から見て前方へ）押し削っていた時に運悪く手が滑って、高速回転するプレナーの刃に触れてしまった。	38	～ 9
12	11~12	自社作業場において、改築工事に使用する材料を直角二面かな盤で削っているとき、誤って左手親指の腹側が刃に接触し負傷した。	35	～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)